生き活き法律教室
～知ればもっと楽しくなる！！～

契約・悪質商法編

広島司法書士会

2023/5/18
広島司法書士会　生き活き法律教室

1

6－1．クーリング・オフってなに？

クーリング・オフは、いったん契約の申し込みや契約の締結をした場合でも、契約を再考できるようにし、一定の期間であれば無条件で契約の申し込みを撤回したり、契約を解除したりできる制度です。

【注意】 但し、取引の内容、条件によってはクーリング・オフできない場合があります。契約をする前に確認をしましょう！

11

2

6－2．特定商取引法における クーリング・オフができる取引と期間

□訪問販売：8日間

（キャッチセールス、アポイントメントセールス等を含む）

□電話勧誘販売：8日間

□特定継続的役務提供：8日間

（エステティック、美容医療、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス等）

12

3

6－3．特定商取引法における クーリング・オフができる取引と期間

□訪問購入：8日間

（業者が消費者の自宅等を訪ねて、商品の買い取りを行うもの）

□業務提供誘引販売取引：**20日間**

（内職商法、モニター商法等）

□連鎖販売取引：**20日間**（マルチ商法）

（会員が新規会員を誘い、その新規会員が更に別の会員を勧誘する連鎖により、階層組織を形成・拡大する販売形態である。）

13

4

6－4. 特定商取引法における クーリング・オフができる取引と期間

☆訪問購入の場合、クーリング・オフ期間内は、消費者（売主）は買取業者に対して売却商品の引き渡しを拒むことができます。

☆クーリング・オフ期間は、申込書面または契約書面のいずれか早いほうを受け取った日から計算します。

☆書面の記載内容に不備があるときは、所定の期間を過ぎていてもクーリング・オフできる場合があります。

14

5

6－5. 通信販売の場合

□通信販売には、クーリングオフの制度はありません。

□返品の可否や条件についての特約がある場合には、特約に従うことになります。特約がない場合には、商品を受け取った日を含めて8日以内であれば返品することができますが、その場合、商品の返品費用は消費者が負担します。

15

6

7－1．どんな悪質商法があるの？

【複数の人間が登場する劇場型】

電話や郵便物から始まる**詐欺**のことであり、まるで演劇のように複数の登場人物を作り、ストーリー仕立てで**詐欺など**を行う手法のことを指します。

- ○「のどの手術受けた」に注意！
- ○「倍の金額で買い取りましょう」に注意！
- ○「口座が悪用されている」「キャッシュカードを確認しに行く」に注意！

16

7

7－2．どんな悪質商法があるの？

【劇場型】 ～「のどの手術受けた」に注意！～

①ある日、80代女性（A）のところに、医師を名乗る男（X）から「息子さんののどに病気があり手術をした」という電話がありました。

②すると今度は、息子を装った男（Y）が「さっき、のどの手術を受けた」と電話をかけてきて、さらに、こう言いました。
「預かっていた職場のお金が盗まれた。お金を用意してほしい」

③その後、職場の関係者をかたる男（Z1）から「息子さんは血を吐いて病院で治療を受けている。お金は私の息子が（Z2）代わりに取りに行く」と言われ、話を信じた女性は自宅を訪れた若い男に現金**4200**万円を手渡してしまいました。

17

8

7－3. どんな悪質商法があるの？

【劇場型】 ～「倍の金額で買い取りましょう」に注意！～

①ある日、X社から70代女性（A）宛に、ダイヤモンドのパンフレットが届きました。

②後日、Y社から電話があり「そのダイヤモンドは、パンフレットが届いた人しか買えないため、代わりに購入してくれたら、**倍額で買い取る**」と言われました。

③それならと、Aは早速150万円分を購入しました。しかし届いたダイヤは粗悪品で、買い取るといったY社とは連絡が取れなくなってしまいました。

18

9

7－4. どんな悪質商法があるの？

【劇場型】

～「口座が悪用されている」「キャッシュカードを確認しに行く」に注意！～

①ある日、警察官？より特殊詐欺グループを捜査しているのですが、あなたのキャッシュカードが不正に悪用されていると70代女性（A）に電話がありました。

②Aはとても不安になりましたが、警察官？は「安心してください。保護申請の手続きがありまして、そのためにキャッシュカードを確認したいので、ご自宅に伺ってもよろしいですか？」とAに伝えます。

③その後、警察官？と銀行員？が、Aの自宅に来訪し、「これから手続きを行いますので、この封筒にキャッシュカードと暗証番号を書いたメモを入れてください。」と伝えます。

19

10

7－5. どんな悪質商法があるの？

④Aは、警察官？と銀行員？を信用し、封筒にキャッシュカードと暗証番号を書いたメモをいれます。

⑤すると、銀行員？が「封筒に割印が必要ですので印鑑を持ってきてください。」と、Aに伝えます。

⑥Aが室内に印鑑を取りに戻るなど、目を離した隙に偽物のカードが入った封筒と本物のカードが入った封筒をすり替えられてしまいます。

⑦Aは、すり替えられた封筒を渡され封筒に割印をし、安心をします。

⑧その後に、キャッシュカードで預金をおろされてしまいます。

20

11

7－6. どんな悪質商法があるの？

【無料点検をかたったトラブル】

①ある日、床下の点検がいまなら**「無料」**と言われ、業者Aにお願いをした。

②点検後に業者Aから、**「このままだと床が傾く。湿気で床板が腐敗する」**と言われ、今すぐ契約していただければ工事料金を**「半額」**にすると言われたため、契約書に署名・押印をした。

③業者Aから工事完了後に、200万円の代金を請求されすぐに支払った。

④後日、他の業者Bに工事代金が正当かどうかの調査の依頼をしたら、そもそも現時点で工事の必要がなく、また業者Aの工事の内容が素人レベルで、同じ工事を業者Bにお願いをしたら20万円もかからないと言われた。

⑤業者Aに返金をもとめるため、電話をしたが繋がらなくなっていた。

21

12

屋根

7－7. どんな悪質商法があるの？

【押し買い】

①ある日、古着等を買い取りたいと勧誘の電話があり、70代女性（A）は買取りを業者Xに依頼した。

②業者XはAの自宅に訪問をし、Aは業者Xを室内に招き入れた。

③古着の買取料金は、Aにとって適正と感じたが、しばらくすると、貴金属がないかと言われたが、Aは「ありません」と返答すると、業者Xは居座った。

④Aは、業者Xがなかなか帰ってくれないため、しぶしぶ指輪を業者Xに差し出し、Aは買取価格に不満があったものの、1秒でも早く業者Xに帰ってもらいたかったため、買い取ってもらうことに了承した。

⑤数日後、Aは指輪を返して欲しい思い直して業者に電話をかけてみた・・・

22

13

7－8. どんな悪質商法があるの？

□二次被害トラブル
過去に投資被害にあった人に、「被害額を取り戻せる」と連絡がある。

□アダルトサイト請求トラブル
アダルトサイトをクリックしたら、「登録完了」と請求画面になった。

□海外ネット通販トラブル
海外通販サイトで商品を購入したら、賞品が届かない。

□次々販売トラブル
次々に布団を買わされ、気付けば総額200万円も契約させられた。

□健康食品の送りつけトラブル
健康食品を強引に送り付けられ、拒否すると執拗な脅しの電話が・・・。

23

14

8. かしこい大人の7つの心得！

～消費者被害にあわないにために、以下の事項を意識しましょう～

1 いらない時は、きっぱり「**いりません**」と断る。
2 うますぎる話は、**疑って**かかる。
3 相手の**親切な態度**に惑わされない。
4 業者を簡単に**家の中に入れない**。
5 **個人情報**を**明かさない**。
6 その場で**すぐに契約せず**、誰かに**相談する**。
7 **日頃から**悪質商法などの情報に**関心を持つ**。

24

15

9－1. 警察署に相談することを「おおげさ」と考えない！

警察相談専用電話 #9110

犯罪や事故の発生には至ってないけれど、ストーカーやDV・**悪質商法**など警察に相談したいことがあるときには、警察相談専用電話#9110をご利用ください。全国どこからでも、電話をかけた地域を管轄する警察本部などの相談窓口につながります。

25

16

9－2．消費者ホットラインへ

困ったときは、一人で悩まずに、「消費者ホットライン」188に
ご相談ください。

地方公共団体が設置している身近な消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内します（音声案内となります）。

26

17

10．おわりに

～一人で悩まずに、相談を！！～

何か困ったことがあれば、早めに適切な相談窓口で相談しましょう！！
きっと、解決策がみつかるはずです。

広島司法書士会　生き活き法律教室

27

18

事業所紹介

ご挨拶

『家族の家族による家族のための信託』である、家族信託を活用することにより、ひとりでも多くのお客様の問題解決のお役に立てたら幸いです。

司法書士　茂木　武志

相続業務の専門家として、お客様に安心して相談いただけるように自己研鑽と親身な接客を心掛けております。
どうぞお気軽にお問合せください。

事業所概要	
事業所名	しげき司法書士事務所
代表	司法書士　茂木　武志（しげき　たけし）
住所	〒731-5142 広島市佐伯区坪井2−1048−14
連絡先	TEL　082－208－2251 FAX　082－208－2252 090－5374－1290（携帯）
メール	shigeki_shihou@ybb.ne.jp

お問い合わせはこちら

TEL：082-208-2251

（無断複写禁止）

広島司法書士会　生き活き法律教室

28

19

【おわりに】

～　一人で悩まずに、相談を！！　～

何か困ったことがあれば、早めに適切な相談窓口で相談しましょう！！

きっと、解決策がみつかるはずです。

☆無料相談窓口☆

弁護士

法テラス広島

広島市中区八丁堀２―３１
広島鴻池ビル１Ｆ・６Ｆ

TEL　０５０－３３８３－５４８５

広島市消費生活センター

広島市中区基町６－２７
広島センター街８Ｆ

TEL　０８２－２２５－３３００

広島県生活センター

広島市中区基町１０－５２　広島県庁構内　農林庁舎１Ｆ

TEL　０８２－２２３－６１１１(消費生活相談)

TEL　０８２－２２３－８８１１(県民・交通事故相談)

広島司法書士会総合相談センター

広島市中区上八丁堀６－６９
（広島地方裁判所向かい）

TEL　０８２－５１１－７１９６